

金融システム安定化に会計士は貢献可能か



社団法人 日本経済調査協議会 主任研究員

越智 信仁

1. はじめに

金融危機で深刻な被害を被った欧州では、近年、欧州委員会や英国FRC（財務報告審議会）等から各種報告書が発表され、そこでは銀行監督当局と外部監査人の一層の関係強化の必要性も示唆されていた。また、FSB（金融安定理事会）においても2012年3月に、金融システム安定化に向けて外部監査の貢献の向上を強く求める意向が示されている。他方で、わが国においては金融危機後も金融面の動揺はみられなかったが、2011年後半に相

〈目次〉

1. はじめに
2. 金融危機後の制度改革に向けた動き
3. わが国における銀行監督と会計士業務の連携
4. おわりに

次いで発覚した企業不正（大王製紙、オリンパス等）により、公開企業のガバナンスとして制度上予定されていたシステムが十分に機能しなかったことが明らかになり、多岐にわたる課題を顕在化させることになった。とりわけ外部監査に関し、監査は不正を見抜けるのか、といった監査の本質を問い直すかのような議論が改めて提起されている。

本稿においては、こうした金融危機後の議論を包摂しながら、金融システム安定化に向けた会計士の貢献可能性について改めて考えてみたい（注1）。以下では、まず、当局との連携強化を含めた近年における監査制度の見直しの議論について、金融危機後の国際的動向や企業不祥事後のわが国の動きをレビューする。そこで議論された問題意識を踏まえつつ、次に、わが国における銀行監督と外部監査における情報共有の促進策や、会計士保証業務の拡張による検査機能の補完・代替策について、主として実務的な改善点を念頭に論

述する。最後に、そうした議論の延長で、重要な虚偽表示に結びつく経営者不正の発見を補完し得るとの観点等から、監査役等との連携についても付言する。なお、本稿は筆者の個人的見解であり、筆者の属する組織とは無関係である。

■ 2. 金融危機後の制度改革に向けた動き

(1) 監査制度の見直しを巡る国際的動向 (欧州委員会等での問題意識)

金融危機後の監査制度を中心とした見直しの動きとして、欧州では、同様の金融危機の再発防止に関して監査人がどのような役割を果たせるか、さらなる金融システム安定化のために監査機能をどのように強化できるのかとの問題意識から、2010年10月にはグリーンペーパー「監査に関する施策：危機からの教訓 (Audit Policy : Lessons from the Crisis)」が発表された。その後のコメント等を踏まえて、2011年11月には監査制度改革案となる「社会的影響度の高い事業体の法定監査に関する規則案」が公表され、議会等で議論が行われている。欧州における監査法人改革を巡る論点は多岐にわたり、期待ギャップの縮小や監査人の独立性強化に関しては以前から問題提起されていた事項も少なくないが、規則案23条では、監査人から監査委員会に対する追加報告書が規定されている。また、規則案25条1項では、PIE (public-interest

entities：社会的影響度の高い事業体)の監督当局への報告事項として、法令等の違反、継続的な機能への損傷などを規定しているほか、同条2項において、銀行及び保険会社の監督当局は、法定監査人等との定期的な対話を行わなければならないとしている。

さらに規則案22条では、実施した個別の監査に関する追加的な情報を含めるように監査報告書の内容を拡充することも求めている。監査報告書の拡充による期待ギャップ解消を巡っては、IAASB (国際監査・保証基準審議会) やPCAOB (米国公開企業会計監視委員会) 等でも同様の問題意識が窺われており(注2)、追加的説明報告を盛り込むことによって監査報告書を情報提供の場へと重心移動させようとしている。情報提供という監査機能については、意見表明の枠組みの中で監査理論上の問題を提起することになるが、実務上も、そうした情報提供においては、財務諸表における経営者の判断や見積りなどに関し、監査人が当該情報を適切に説明しなければ監査人への訴訟リスクとなる可能性があり、そもそも監査報告書拡張の前提として、後述するように、会計・財務報告基準が検証可能(監査可能)なものとして整備されなければならないと考えられる。

(FSB、FRC等の問題意識)

FSBでは、金融システム安定化に向けて外部監査の貢献の向上を強く求めており、今年末までに提案する「新たな強力な外部監査指

針」に向け、バーゼル銀行監督委員会とも協力する意向にある（注3）。FSBは、監査担当者による金融監督当局への情報提供の必要性が金融危機で高まったと指摘し、2012年3月に、銀行や保険会社の監査法人に対し直面する問題をFSBに報告するよう求めるとともに、IFIAR（監査監督機関国際フォーラム）に対しても、大手のシステム上重要な銀行を中心に監査について検査する際に加盟機関が直面する問題を報告するよう求めており（注4）、IFIAR側も同年4月の会合においてこれを了承している。

この間、イギリスでは、金融危機の教訓として、金融機関をはじめ企業の財務諸表における会計上の判断に対する監査人のアプローチに焦点が当てられ、2010年6月にFSAとFRCは、討議文書「ブルーデンス規制に対する監査人の貢献の強化（Enhancing the Auditor's Contribution to Prudential Regulation）」を発表した。これは、英国下院大蔵委員会が、金融機関監査の有用性に関し、FRC等が外部監査人の専門的スキルを最適な方法で利用しているかの懸念を提起したことに応えるものであるとされるが（注5）、討議文書では、経営者の判断に決定的に依存している財務会計及び開示の重要な領域を監査するとき、監査人が懐疑心の心配になるほどの欠如を示しているとの懸念があったとしたうえで、監査人は、経営者の判断が適切で開示が十分か顧客を疑うには良い立場にいるとして、職業的懐疑心のさらなる発揮を求めている。

(2) わが国の動向

わが国では、金融危機の引き金になった証券化商品であるCDO等のエクスポージャーが少なかったこともあって、金融面の動揺に波及しなかったことから、金融危機を起点とした銀行監督に絡んだ固有の制度見直しの議論はほとんど聞かれない一方、2011年後半の大王製紙やオリンパスでの企業不祥事などを受けたガバナンス改革の一環で、監査制度見直しの議論が行われている状況にある。ここでは、プルーデンスとは別に、不正発見に関する監査の期待ギャップに根差した問題意識から、主に監査の実効性向上の観点からの議論が中心となっている。とりわけオリンパス事件では、同社が設置した第三者委員会の報告書が監査人の問題にも触れていることなどを踏まえ、日本公認会計士協会では、関係会計士・監査法人が行った監査業務についての調査を開始することを発表するとともに、「監査制度充実強化調査会」の設置を公表するなどしている（注6）。また、企業会計審議会監査部会においても、不正対応等に向けてより実効的な監査手続を求める方向で議論が重ねられている。

以上の動きは、不正発見の期待ギャップを巡る古くからある問題が焦点となっているといえるが、こうした流れとは別に銀行監督と外部監査の連携という点では、2000年7月に策定された日本公認会計士協会業種別委員会報告第18号「会計監査と金融検査との連携に関するガイドライン」が2011年5月に改訂

(2012年7月に再改訂)され、業種別委員会実務指針第46号「会計監査及び内部統制監査と金融検査との連携に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という)が公表されている。当該ガイドラインは、早期是正措置制度の枠組みの中で信用リスクを中心として会計監査と金融検査が相互に意見を交換して連携を図るものとして当初策定され、その後10年以上を経過し、内部統制報告制度・同監査制度、検査評定制度の導入といった環境変化、さらには「ベター・レギュレーション」を標榜し平成22(2010)検査事務年度から検査基本方針に「監査人との連携強化」が掲げられたことも踏まえて、改訂に至ったものである。この間、2007年法改正において金融商品取引法193条の3「法令違反等事実発見への対応」が規定されているが、近年の不祥事を眺め同条で規定された手続の円滑な運用に向けて、関係団体から留意点等を記した報告書も発表されている。

■ 3. わが国における銀行監督と会計士業務の連携

(1) 情報共有の促進

新しいガイドラインでは、銀行監督当局と外部監査人の連携範囲に関し、信用リスクにとどまらず繰延税金資産など資産全般の監査、さらには内部統制監査まで射程を広げているが、依然として検査現場での意見交換に関する規定が中心となっている。また、金商

法上の通報制度はあくまで監査人の地位強化が目的であり、銀行監督当局と監査人の情報共有を目的としたものではない(注7)。EUで議論されたようにプルーデンス規制強化の観点から、守秘義務解除に向けた立法措置を伴いつつ情報共有策を抜本的に進める余地は残されているが、以下では制度的な再設計問題をひとまずおいて、実務的な観点から立法措置を伴わず関係当事者合意の下で進められる連携促進策を述べる。

(外部監査人→銀行監督当局)

監査報告書に書き尽くせない情報として、財務情報に直結しない内部統制上の不備などについて、マネジメントレターという形で経営者・監査役等に報告していれば、それらを銀行経営者の了解を得て入手することは現状でも可能である。金商法193条の3に基づき会社側の対応を促したうえでの当局への通報は一種の最後通牒になり、監査人としては監査契約解除を検討しなければならなくなるので、そこに至る前段階で情報共有の枠組みが必要なのであり、そのためにはマネジメントレターをベースとして、経営者承認による情報共有の枠組みを実務的に拡張することが最も現実的なアプローチではなかろうか。

(銀行監督当局→外部監査人)

ガイドラインでは検査現場での意見交換を主に規定しており、そこでは検査情報の会計士による入手は意見交換を通じて可能として

いるのみで、詳しい記述はない。外部監査人は銀行監督当局の検査報告書にアクセスするには、閲覧申請等による金融庁の了承を得る必要があるとみられるが、監査人が深度ある監査を実現していくうえで、検査情報を共有することも有用な局面が多いと考えられる。その際、仮に検査情報が当局の取捨選択を通じて開示されるとしても、財務報告に直接関係しない情報でも内部統制に関連する情報は前広に開示した方が良いのではなかろうか。内部統制監査は財務報告に関する内部統制が対象ではあるが、「統制環境」の理解には、当局からの全般的な内部統制関連情報の提供が有益となり得るのであって、重要な虚偽表示につながる不正の発見を意識した監査上の「ビジネスリスク・アプローチ」の下で、こうした要請は強まっていると考えられる。

ただ、そのような連携強化を図ったとしても、不正等発見をどこまで監査人に期待できるかは別途の問題があり、現行制度の枠組みを前提にする限り監査人の銀行監督への貢献には自ずと限界がある。ここで監査に限界を生む要因としては、①監査業務に固有な問題、②監査が依拠する会計・財務報告基準に内在する問題に区分される。

まず、監査業務に固有な限界に絡んで、金融危機後の国際的な問題意識として、職業的懐疑心をいかに発揮すべきか、監査報告書はいかにあるべきか等の議論が組上に載せられているのは、現在の監査手続の限界に関する現実的な懸念とそれを受けての監査の基本的

枠組みの問い直しの所産である。既にわが国でも2002年監査基準改訂「第一 監査の目的」において、「財務諸表の表示が適正である旨の監査人の意見は、財務諸表には、全体として重要な虚偽の表示がないことについて、合理的な保証を得たとの監査人の判断を含んでいる」として、重要な虚偽の表示に至る原因行為である不正は発見しなければならないことが明記されている。しかし、現実の監査に際しては、証憑類も含めた巧妙な経営者不正、不正探索権限の不存在、監査時間・人員の制約、限られた期間での監査といった理由から（注8）、如何に監査手続を強めたとしても「監査の限界」が根本的には避けられず、不正発見を期待する社会との間にギャップを生むことになる。

もう一つの限界は、監査が依拠する会計・財務報告基準に内在する限界として、財務諸表における公正価値等の見積り、市場リスク情報等の注記化における測定方法の多様性など、従来と同様の監査手続によって監査人がどの程度の心証（確信）をもって適正性に関する意見表明ができるのかという問題も挙げられる。すなわち、IASB（国際会計基準審議会）は金融資産等を公正価値で測定することを重視し、レベル3公正価値測定として未成熟なモデルによる評価も許容しているが、定式化されたモデルがない価値評価の場合（例えば非上場株式やCDO等の評価）、測定方法によって計測値の分布に多峰性が生じる場合には、期待値によりどの値が真の価値に

近いかどうかは自明ではなくなる。同じように、リスク量を注記する場合、方法や前提がまちまちだと、算定値の幅に重要な相違が生じ、監査人が最適算定値を判断するうえで仮定やモデルの合理性等に関し十分かつ適切な監査証拠を収集するのは極めて困難となる。これらの問題は、監査人の努力や監査制度の改善で対応できるものではなく、むしろ会計・財務報告基準設定主体の制度的配慮によって対処すべき事項ではなからうか（注9）。

（2） 検査機能の補完・代替—会計士保証業務の拡張等

次に、会計士業務の検査業務への役立ちという観点から、金融検査機能の補完・代替として、会計士の保証業務の拡張を論じる。これには、検査対象への監査の拡大のほか、保証業務による検査代替などが含まれるが、外部資源の活用による検査のアウトソーシングを指向する場合に忘れてならないのは、会計監査を含む保証業務は、一定の主題の基準準拠性を証拠により検証する業務であり、情報の作成基準と検証基準の2種類の基準が必要という点である。これに対し、当局の金融検査は各種リスク分野に関し総合的な判断や評価を下すことが求められ、その過程で検査マニュアルが参照されるとはいえ、会計士が保証業務で用いるような厳格な立証プロセスや保証水準は必ずしも要求されていない。金融検査で行われる例えばリスク管理態勢の検査については、情報監査というよりは実態監査

で、監査役や内部監査人の業務に近いものがあり、国際的な保証業務の枠組み (ISAE3000) が規定する業務要件を厳密には充足しないと考えられる。

したがって、こうした業務特性の違いを十分に踏まえて、代替による活用を考える必要がある。企業の財務健全性に関して信頼を与えるなど、現在の財務諸表以外の情報に対する新しい保証サービスを会計士が提供することは不可能ではないが、アドバイザー業務や行政担当者としてではなく保証業務での関与を指向する場合には、そのために必要な関連する保証枠組みの整備が不可欠となるのである。なお、会計士による監査・保証対象業務の拡張としては、最近のAIJ問題を契機に、広く金融検査・監督業務への役立ちの観点から、日本公認会計士協会・業種別委員会研究報告第9号「年金資産の運用に関連する会計監査業務等の状況に係る研究報告」（2012年5月25日）において、「年金基金の財務諸表（年金経理及び業務経理）の会計監査の活用」、「私募ファンドの監査又は監査報告書の確認」、「投資一任先の会計監査の実施」、「年金資産の運用に係る検証及び内部統制報告の利用」などの分野での貢献可能性に係る提言が行われている。

■ 4. おわりに

先述したように様々な要因から監査人による経営者不正の発見には制度的限界がある

が、会社のガバナンス機能を担う監査役等により、不正発見機能が補完・強化できれば、ひいては監査人や監督当局にもその果実が及ぶことになる。監査人の責任の限界に対して、監査役に大きな権限と責任がある点は、オリンパス事件の同社監査役等責任調査委員会の調査報告書が監査役に対しては責任ありと判断したのに対して、監査法人に対する責任を認定できなかったことにも象徴的に現れているとの指摘もある(注10)。監査人と監査役の連携という点では、法令等違反事実について、金商法193条の3による監査役への通知が規定されているほか、会社法397条では、監査人が監査先企業における問題点を把握した場合の監査役等への通報を求めているが、そもそも緊密なコミュニケーションの実態に立脚しなければ、会社法改正に係る要綱案(注11)で示された監査人の選任・解任権等を監査役に移行する制度改革も土台を欠くことにもなりかねない。経営監視機構の見直しとして「監査・監督委員会設置会社制度」も創設される方向にあるが、会社がどのような制度的な枠組みを選択するにせよ、監督当局や監査人が連携するに足る実効的なガバナンス機能の発揮が望まれるところである。

(注1) 本稿は、2012年7月13日に金融庁で行った職員向け講演会(金融研究センター主催)の内容の一部を抜粋し、取り纏めたものである。

(注2) IAASBは2011年5月のコンサルテーション・ペーパーに続き2012年6月にはコメント募集文書「監査報告書の改善(Improving Auditor's

Report)」を、PCAOBは2011年6月にコンセプトリリース「監査報告書の内容及び様式に関する可能性のある代替案(Potential Alternatives Related to the Content and Form of the Auditor's Report)」をそれぞれ発表し、監査報告書の拡張を提案している。

(注3) FSB, Press Release, Enhancing the Contribution of External Audit to Financial Stability, 2012, p.1.

(注4) FSB, *ibid.*, p.1.

(注5) 児嶋隆「監査人は一層の懐疑心が求められる—最近の英国事情」月刊監査研究(2011年)10頁。

(注6) 2012年7月に金融庁は、オリンパスに対し課徴金納付命令を、オリンパスの監査を手掛けた有限責任あずさ監査法人と新日本有限監査法人に対し業務改善命令を発出した。

(注7) この点で欧米等とは大きく異なるが、連携を巡る制度差異の詳細は、拙著『銀行監督と外部監査の連携—我が国金融環境の変化、各国制度との比較等を踏まえて』(日本評論社、2008年)を参照されたい。

(注8) 松本祥尚・町田祥弘「企業不正と監査に関するアンケート〈1〉の結果について—監査の目的に関する期待ギャップ」週刊経営財務3069号(2012年)10-13頁。

(注9) こうした問題意識に基づき、拙著『IFRS公正価値情報の測定と監査—見積り、予測、リスク情報拡大への対応』(国元書房、2012年)では、「レベル4」公正価値という概念を識別・提唱したうえで、公正価値情報の信頼性と監査可能性の問題を論じている。

(注10) 浜辺陽一郎「監査役のアイデンティティの再検証(上)」商事法務1967号(2012年)27頁。

(注11) 会社法の見直しの検討を進めていた法制審議会会社法制部会は、2012年8月1日に「会社法制の見直しに関する要綱案」を決定した。